

# 都政新報

発行所 **都政新報社**  
 〒160-0023 東京都新宿区  
 西新宿7-23-1 T Sビル

〈総務・読者〉 03-5330-8781  
 〈企画広告〉 03-5330-8784  
 〈編集〉 03-5330-8786  
 〈出版〉 03-5330-8788  
 〈ファクス〉 03-5330-8808

購読料 月1,680円(税込)  
 毎週火・金曜日発行  
 但し、祝祭日は休刊

©都政新報社2009

## 『道州制問題の法的視点』

林勝美著 ぎょうせい刊

### Book

道州制問題の  
法的視点

林勝美

市町村の「平成の大合併」が一段落したと思っ  
たら、今度は道州制論が  
騒がしい。昭和の大合併  
の際にも同じように道州  
制論が喧しかった。まる  
で、大合併がもたらした  
地方の多くの歪みを検証  
廃止され、「中国州」と

しようとすることに対す  
る目眩ましのようである。  
周知のように、第28次  
地方制度調査会が「道州  
制のあり方に関する答申  
(2006年2月)」に  
「東京都を含む南関東を  
おいて3案を示した。さ  
どのように扱うか。人口、  
財政力、生産高、どの指  
標をとっても巨大な国家  
に相当する地方団体を今  
の日本の政治・行政の  
仕組みの中に抱え込むこ  
とができますか。答えは  
ありますか」と言うこと  
にして来た。

本書は、府県を廃止し  
た道州制論の違憲性を徹  
底的に論証したものであ  
る。府県は憲法の制定過  
程にさかのぼって検討す  
ると、憲法上の地方公共  
団体であって、法律でも  
って廃止することは違憲  
となるというのが主張の  
骨子である。また、道州  
のような巨大な地方団体  
は住民自治にそぐわず、  
この点においても憲法の  
地方自治の本旨に反する  
とする。これからの道州  
制論は本書が提示した憲  
法論を無視して進むこと  
は困難となる。

著者の林教授との付き  
合いは古いが、熊本大学  
くは、道州制論者の主張  
松弘光

なるかのような意見を述  
べる者がいる。道州制の  
実現は無理だろうと言う  
と、理由を言えと詰問さ  
れかねない。そのときは  
「東京都を含む南関東を  
おいて3案を示した。さ  
どのように扱うか。人口、  
財政力、生産高、どの指  
標をとっても巨大な国家  
に相当する地方団体を今  
の日本の政治・行政の  
仕組みの中に抱え込むこ  
とができますか。答えは  
ありますか」と言うこと  
にして来た。

教授に転身される前は東  
京都の職員であり、その  
30年余の間は専門的に  
訴訟事務に従事し、都知  
事の指定代理人として活  
躍されていただけに、多  
くの碩学の著書論文を渉  
猟し、それぞれの論旨の  
点検を行い、それに自己  
の見解を加えて、道州制  
論者に痛烈な反論を行っ  
ている。それだけでなく、  
本書には希有なあるいは  
重要な資料がさまざまに  
添付されており、道州制  
論の論陣に参加する際  
は避けて通れない一書と  
なる。ただ、惜しむら  
ず、道州制論者の主張  
松弘光

の真の狙いは那边にあ  
り、なぜあれだけ反対論  
者に罵詈雑言を浴びせた  
がるのか、それをより丁  
寧に拾い出し、その矛盾  
を突いていたなら、本書  
の狙いがより立体的に迫  
って来ただろうと思う。

評者は道州制論者の真  
の意図は、借金まみれの  
府県財政を州に付け回す  
ことにより公共投資の一  
時的増額狙いであろうと  
推測しているが、いかが  
だろうか。目先の借金の  
付け回しと同時に起こる  
であろう州都への一極集  
中の加速は、我が国の多  
様な地方文化を葬り去  
り、全国が大都市文化の  
金太郎飴化する契機とな  
らうか。多様性を失った  
生物種は滅亡へのカウン  
トダウンが始まると言わ  
れるが、同様に多様性を  
失った社会や国家は、人  
々の生活を疲弊させ、国  
力の消耗のカウントダウンの開始ではないかと、  
危惧しているところであ  
る。いずれにしろ、評者  
もこれからは本書の憲法  
論を借用しようと思う。